

岡山県医師会女医部会規約

(名 称)

第一条 本会は、岡山県医師会女医部会と称する。

(構 成)

第二条 本会は、岡山県医師会に所属する全女性医師会員をもって構成する。

(事務局)

第三条 本会は、事務局を岡山県医師会内に置く。

(目 的)

第四条 本会は、地域医療、福祉活動の拠点である医師会を充実強化するため、女性医師の立場から、住民の医療、福祉ニーズを反映した幅広い意見を提示するなど開かれた魅力ある医師会の構築に向けて活動すること、及び女性医師の親睦、社会的地位の向上を図る事を目的とする。

(事 業)

第五条 本会は、第四条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性医師の医師会活動及び医療行政に関する事
- (2) 女性医師相互の情報交換、親睦に関する事
- (3) 女性医師の勤務環境の整備に関する事
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(役 員)

第六条 本会に次の役員を置き、岡山県医師会会長が委嘱する。

委員は郡市地区医師会長の推薦により選出し、部会長、副部会長は、委員の互選により選出する。

- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 3名
 - (3) 委員 若干名
- 県医師会より顧問 2名 を置く。

(会 議)

第七条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第八条 役員会は、部会長が必要と認めた時に召集し、部会長が議長となり、事業を協議するとともに、必要な事項を決議、処理する。

(任 期)

第九条 役員の任期は二年とし、再任は妨げない。

(承 認)

第十条 事業計画等の重要事項は役員会において審議の上、理事会の承認をうるものとする。

(会 計)

第十一条 本会の会計は原則として、岡山県医師会会計をもって当てる。

(規約の変更)

第十二条 本規約の変更は、役員会並びに総会において協議し、決定するものとする。

附 則

この規約は平成19年7月29日から施行する。